議案第２１４号

上越市総合体育館条例の一部改正について

上越市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市総合体育館条例の一部を改正する条例

上越市総合体育館条例（昭和５４年上越市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

別表⑴の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑴　施設利用料金

施設名	占用利用の上限額（１時間につき）	共用利用の上限額（１人につき）		
		区分	２時間につき	１月につき
競技場	１，５３０円	一般	３１０円	１，２４０円
		中学生以下	１６０円	６４０円
卓球場	４６０円	一般	２３０円	９２０円
		中学生以下	１２０円	４８０円
柔剣道場	４６０円	一般	２３０円	９２０円
		中学生以下	１２０円	４８０円
トレーニング走路		一般	１６０円	６４０円
		中学生以下	８０円	３２０円
ミーティングルーム	４１０円			
本部室	１１０円			

別表⑵の表中備考以外の部分を次のように改める。

⑵　附属設備利用料金

設備名		単位	上限額
競技場	照明設備	１時間につき	７２０円
	放送設備		１１０円
	温水シャワー	１人１回につき	１１０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。